

審査基準整理票

処分名	高額所得者に対する明渡期限の延長		
根拠法令名	大津市営住宅の設置及び管理に関する条例	(条項) 第29条の1第4項	
基準法令名	大津市営住宅の設置及び管理に関する条例	(条項) 第29条の1第4項	
所管部署	都市計画部	住宅課	収納係
標準処理期間	30日	法定処理期間	日
【審査基準】	・文書の名称【 - 】 ・掲載図書等【 - 】 ・内容 <input checked="" type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載		
大津市営住宅の設置及び管理に関する条例第29条第4項の規定による。 [根拠法令等] 第29条4 4 市長は、第1項の規定による請求を受けた者が次の各号に掲げる特別の事情がある場合において、その者の申出により、明渡しの期限を延長することができる。 (1) 入居者又は同居者が病気にかかっているとき。 (2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。 (3) 入居者又は同居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されるとき。 (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。 (次に掲げる場合に限る) ア. 募集停止となっている住宅の居住者である場合(但し、破却されるまでの間) イ. 退去予定である場合			